

令和7年度

給水装置工事及び排水設備工事に係る説明資料

目 次

- | | |
|--|------|
| (1) 指定給水装置工事事業者・下水道排水設備指定工事店の更新申請等について | (1) |
| (2) 給水装置工事の申請書作成上の注意点について | (18) |
| (3) 排水設備工事 申請時の注意点について | (30) |
| (4) 給水装置工事のしゅん工検査等について | (43) |
| (5) 排水設備工事の施工上の注意点について | (49) |
| (7) 下水道法にかかる特定施設等の届出について | (56) |

- (1) 指定給水装置工事事業者・下水道排水設備指定工事店の更新申請等について

指定給水装置工事業業者・下水道排水設備指定工事店の指定の更新について

指定の有効期間の満了の日が近づいている事業者の方に更新の手続きについてお知らせします。一宮市では事務処理等の煩雑化を避けるため、下記のとおり更新手続期間を設定いたしますので、更新を希望される事業者の方は、期間中に手続きをしていただきますようお願いいたします。

(1) 更新の対象となる指定給水装置工事業業者・下水道排水設備指定工事店

・ 令和3年度に更新した事業者

(有効期限が2026年9月29日までの事業者)

(給水指定番号88～165番、排水指定番号81～123番の事業者)

・ 一宮市から 新規に指定を受けた日が

令和3年10月1日～令和4年9月29日

(有効期限が2026年9月30日～2027年9月28日の事業者)

(給水指定番号377、379～385、387～392番、
排水指定番号345～350、352～354番の事業者)

(2) 更新の手続き期間・更新指定証発行期間（開庁日）

更新手続き期間 令和8年7月1日(水)～7月15日(水)

指定証発行期間（予定） 令和8年9月28日(月)～10月9日(金)

※この期間内に更新手数料を納入いただき、古い事業者証と引き換えに新しい事業者証をお渡しします。

郵送での取扱いをしています。

※郵送料の負担を条件に、郵送での受渡し対応が可能です。

更新の申請書類提出時に、返信用封筒を2通（※1）、および古い事業者証を同封してください。返信時に料金不足が発生しないよう注意願います。

※1 返信用封筒2通の内訳

- ・ 更新手数料の納入通知書郵送用
(A4サイズを3つ折りにしたものが入るサイズ以上のもの)
- ・ 新しい事業者証郵送用
(A4サイズが折らずに入るサイズ以上のもの)

(3) 更新の申請に必要な提出書類

指定給水装置工事事業者	下水道排水設備指定工事店
様式第1 申請書	第1号様式 申請書 ※3
第3号様式 誓約書	第2号様式 誓約書
給水装置工事主任技術者選任・解任届※2	第3号様式 責任技術者名簿 ※3
別表 機械器具調書	第4号様式 機械・器具調書
給水装置工事主任技術者免状の写し※2	第5号様式 事業所等の付近見取図
定款の写し ※4	責任技術者証の写し
登記事項証明書 ※4	定款の写し ※4
写真（事務所外観）※必須	登記事項証明書 ※4
写真（機械・器具）※任意	写真（事務所外観）※必須
別紙1 指定更新時確認事項 ※4	写真（機械・器具）※任意

※2 給水装置工事主任技術者選任・解任があった場合は提出してください。

責任技術者の専任が緩和。

※3 排水設備指定工事店の事業所における責任技術者はこれまで1名以上の「専属」としていましたが、令和7年4月1日より1名以上の「選任」となりました。また、同一事業者内かつ愛知県内の事業所における責任技術者の兼任が可能となりますので、責任技術者名簿には、選任された技術者を記載していただき、兼任している場合は、兼務状況のチェック欄に✓印を記入してください。

6ページ目の様式参照

※4 法人は、定款の写しと登記事項証明書、個人は住民票の写しを提出してください。

個人の方は、住民票の写し（市区町村で発行されるもの）を提出してください。

（給水、排水両方とも更新する場合は、1部の提出で可。）

給水の更新の際に確認します。

※5 「別紙1 指定更新時確認事項」については、下記の内容を確認する書類ですので、必ず提出してください。

9ページ目の様式参照

（確認する内容）

- 1) 一宮市が実施する講習会等への参加状況
- 2) 業務内容（営業時間・漏水修繕・対応工事等について）
- 3) 給水装置工事主任技術者の研修受講実績
- 4) 適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況

・様式は、最新のものを一宮市ホームページからダウンロードしてください。ホームページを開き、下記のページIDを入力してください。

URL : <https://www.city.ichinomiya.aichi.jp/>

・指定給水装置工事事業者関係 ページID : 1008172

・下水道排水設備指定工事店関係 ページID : 1008174

※記載例を参考に記入してください。

(4) 更新に係る事務手続き手数料

指定給水装置工事事業者の指定の更新手数料	7,000 円
下水道排水設備指定工事店の指定の更新手数料	7,000 円

※指定証発行期間中(令和8年9月28日(月)～10月9日(金))に納入していただきます。

(5) 提出先

- ・一宮市上下水道部給排水設備課

所在地：〒491-8501 一宮市本町2丁目5番6号 一宮市役所10F

※郵送での受付も可能です。書類不備のものについては、受付することができませんので、お間違えがないよう十分にご確認とご注意をお願いします。

共同化窓口について

- ・共同化窓口

送付先：〒456-0053 名古屋市熱田区一番三丁目2番44号
名古屋上下水道総合サービス株式会社 協会事務局分室

※共同化窓口は原則、郵送での受付となります。

※下記の事務の共同化実施市町分は、まとめて共同化窓口へ申請できます(添付書類は1部原本、他の該当市町分は写しでも可)。ただし、各市町で更新受付時期が異なりますので、事前に申請する各市町に確認の上、提出してください。

給水と排水の両方：名古屋市、清須市、武豊町

排水のみ：瀬戸市、春日井市、常滑市、江南市、大府市、尾張旭市、岩倉市、
豊明市、日進市、愛西市、あま市、長久手市、扶桑町、蟹江町、
阿久比町、東浦町

12ページ目の共同化のチラシ参照

(6) その他(注意事項)

- ・更新後の有効期間は、従前の有効期間の満了の日の翌日から5年間となります。
- ・有効期間の満了の日を以って指定が失効します。失効日以降に一宮市内で新たに給水装置工事、排水設備工事は行えません。
- ・一宮市からの指定の有無を確認の上、提出してください。(指定は給水のみであったが、排水も合わせて更新申請をした事例があります。)
- ・一宮市で現在、登録している内容と更新時に申請する内容に差異がある場合は、変更の届出をしてください。(更新申請と同時に提出していただいても構いません。)

(7) 問合せ先 一宮市上下水道部給排水設備課 担当 野田(泰)・今枝

TEL 0586-28-8660

提出物確認リスト(給水) ※ ■は必須です

- 指定給水装置工事事業者指定申請書
 - 誓約書 ※注 代表者直筆サインまたは法人代表者印
 - 指定給水装置工事事業者 指定更新時確認事項
 - 機械器具調書
- 給水装置工事主任技術者選任・解任届出書 ※選任・解任があった場合

個人事業主添付書類

- 住民票の写し
 - 事務所の外観等の写真 ※表札、看板等が確認できるように
- 給水装置主任技術者免状または主任技術者証の写し ※選任があった場合

法人添付書類

- 登記事項証明書（現在事項全部証明書）
 - 定款の写し ※原本証明を行うこと
 - 事務所の外観等の写真 ※表札、看板等が確認できるように
- 給水装置主任技術者免状または主任技術者証の写し ※選任があった場合
-

提出物確認リスト(排水) ※ ■は必須です

- 下水道排水設備指定工事店指定申請書
- 誓約書 ※注 代表者直筆サインまたは法人代表者印
- 責任技術者名簿
- 機械器具調書
- 事務所の付近見取り図

個人事業主添付書類

- 住民票の写し
 - 事務所の外観等の写真 ※表札、看板等が確認できるように
- 愛知県排水設備工事責任技術者証の写し ※選任があった場合

法人添付書類

- 登記事項証明書（現在事項全部証明書）
 - 定款の写し ※原本証明を行うこと
 - 事務所の外観等の写真 ※表札、看板等が確認できるように
- 愛知県排水設備工事責任技術者証の写し ※選任があった場合

様式がR7より変更しています

(責任技術者の専任の緩和による)

新規・更新

第1号様式(第4条関係)

下水道排水設備指定工事店指定申請書

(あて先)

一宮市水道事業等管理者

令和 年 月 日

申請者 氏名又は名称
住 所
代表者氏名
T E L
F A X
電子メール

一宮市下水道条例第7条第1項の規定による指定工事店の指定を受けたいので、一宮市下水道排水設備指定工事店規程第4条第1項の規定に基づき、次のとおり申請します。

役員(業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者)の氏名	
フリガナ 氏 名	フリガナ 氏 名
事業の範囲	

様式がR7より変更しています

(責任技術者の専任の緩和による)

(裏 面)

事業所の名称	
事業所の所在地	〒
選任する責任技術者の氏名	責任技術者の登録番号
専属 から 選任 へ変わります。	

様式がR7より変更しています

(責任技術者の専任の緩和による)
第3号様式(第4条関係)

責任技術者名簿

申請者(氏名又は名称)

令和 年 月 日現在

フリガナ 責任技術者の氏名	住 所	登 録 番 号	兼 務 状 況
	〒		<input type="checkbox"/>

責任技術者の専任の緩和により、
愛知県内の他の事業所で
兼任があるかどうかの確認となります。

(注) 1 責任技術者は、事業所ごとに1名以上選任する必要があります。

(注) 2 選任する責任技術者が、愛知県内の事業所について兼任している場合は、「兼務状況」の□の中にレ印をつけてください。

責任技術者の兼任は、同一事業者内かつ県内の事業所での兼任に限ります。別事業者との兼任、あるいは同一事業者内であっても愛知県外の事業所との兼任は認められません。

③ 給水装置工事主任技術者等の研修受講実績（過去5年以内）

水道法施行規則 第36条

法第25条の8に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。（以下抜粋）

4 給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。

受講者名（公表対象外）	研修会名、実施団体	受講年月日
一宮 太郎	e-ラーニング、給水工事振興財団	令和2年7月20日
一宮 次郎	自社内研修、〇〇に関する業務研修	令和2年7月27日
上記内容の公表の可否（公表には、ホームページ等への掲載を含みます。）		
<input checked="" type="radio"/> 可 <input type="radio"/> 不可		

e-ラーニング・現地研修会で実施した場合修了証等の写しの添付

自社研修の場合は、研修内容の記述

公表可能な場合は可とする。

外部研修については、受講を証明する書類（受講証等）の写しを添付してください。

自社内研修については、研修内容を記載してください。

受講者名は、公表の対象ではありません。

行数が足りない場合は、必要に応じてコピー等してください。

記載例

④ 過去1年以内の給水装置工事に主に従事した適切に作業を行うことができる技能を有する者の状況

給水装置工事に主に従事したもの

水道法施行規則 第36条

法第25条の8に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。(以下抜粋)

- 2 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないように適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。

「配水管からの分岐～水道メーター」の工事を施行しないため不要

工事を施行しない場合はしを入れる

過去1年以内の工事実績がない場合は、直近の状況を記載してください。

技能を有する者の氏名 (公表対象外)	配水管への分水栓の取付・せん孔、給水管の接合、いずれの経験も有しているか (○×を記入)	資格等を有しているか (○×を記入)		工事年度
		保有している資格等※		
一宮 三郎	○	○	配管技能者講習会修了者	
一宮 四郎	○	○	配管技能検定会合格者	
社員 A	○	×		
上記内容の公表の可否 (公表には、ホームページ等への掲載を含む)				
可 <input checked="" type="radio"/> 不可 <input type="radio"/>				

記載名については、公表対象外とする。

保有している資格を記入する。

資格をもっていなくても、経験を有していれば記入する。

※以下に示す保有資格等 (下線部) を記載してください。

- ① 水道事業者等によって行われた試験や講習により、資格を与えられた配管工 (配管技能者、その他類似の名称のものを含む)
- ② 職業能力開発促進法 (昭和44年法律第64号) 第44条に規定する配管技能士
- ③ 職業能力開発促進法第24条に規定する都道府県の認定を受けた職業訓練校の配管科の課程修了者
- ④ 公益財団法人給水工事技術振興財団が実施する配管技能の習得に係る講習の課程修了者 (配管技能者講習会修了者、配管技能検定会合格者、配管技能者認定)

資格を証明する書類 (資格証等) の写しを添付してください。

「配水管からの分岐～水道メーター」の工事を施行しない場合は、任意の記載となります。

技能を有する者の氏名は、公表対象ではありません。

行数が足りない場合は、必要に応じてコピー等してください。

雇用関係又は下請け等も含み、給水装置工事に主に従事した者の氏名等を記入する。(氏名は公表対象外)

指定工事店のみなさまへ

一宮市上下水道部より大切なお知らせ

令和5年10月 1日より、下記市町※1の

指定給水装置工事事業者・排水設備指定工事店の指

定に関する書類※2をまとめて提出することができます。

【提出先】 〒456-0053 名古屋市熱田区一番三丁目2番44号
名古屋上下水道総合サービス株式会社 協会事務局分室
Tel:052-228-2611



令和5年10月より指定給水装置工事事業者及び排水設備指定業者の登録等事務の共同化を下記市町にて開始いたします。それにより、記載市町の工事店の指定に関する書類は、上記提出先にてまとめて受付することができるようになります※3。

(注) 手数料の支払いや指定証の交付は、従来通り各市町で行います。

※1: 受付できる市町は下記の通りです。記載以外の市町については、これまでと同じ各市町へ提出して下さい。

【給水】と【排水】の両方の指定に関する書類を上記提出先で受付可能な市町
名古屋市、一宮市、清須市、武豊町

【排水】のみ上記提出先で受付可能な市町 (給水はこれまでと同じ各市町へ提出)
瀬戸市、春日井市、常滑市、江南市、大府市、尾張旭市、岩倉市、豊明市、日進市、愛西市、あま市、長久手市、扶桑町、蟹江町、阿久比町、東浦町

※2: 以下の申請及び届出となります。 **(別紙に補足説明記載あり)**

- 1 新規指定の申請
- 2 指定更新の申請
- 3 指定事項の変更の届出
- 4 指定証再交付の申請
- 5 指定の廃止・休止・再開の届出

以下のウェブページにも掲載しています。

一宮市ウェブサイト

(<https://www.city.ichinomiya.aichi.jp>)

ページ ID 1056992

○お問い合わせ先

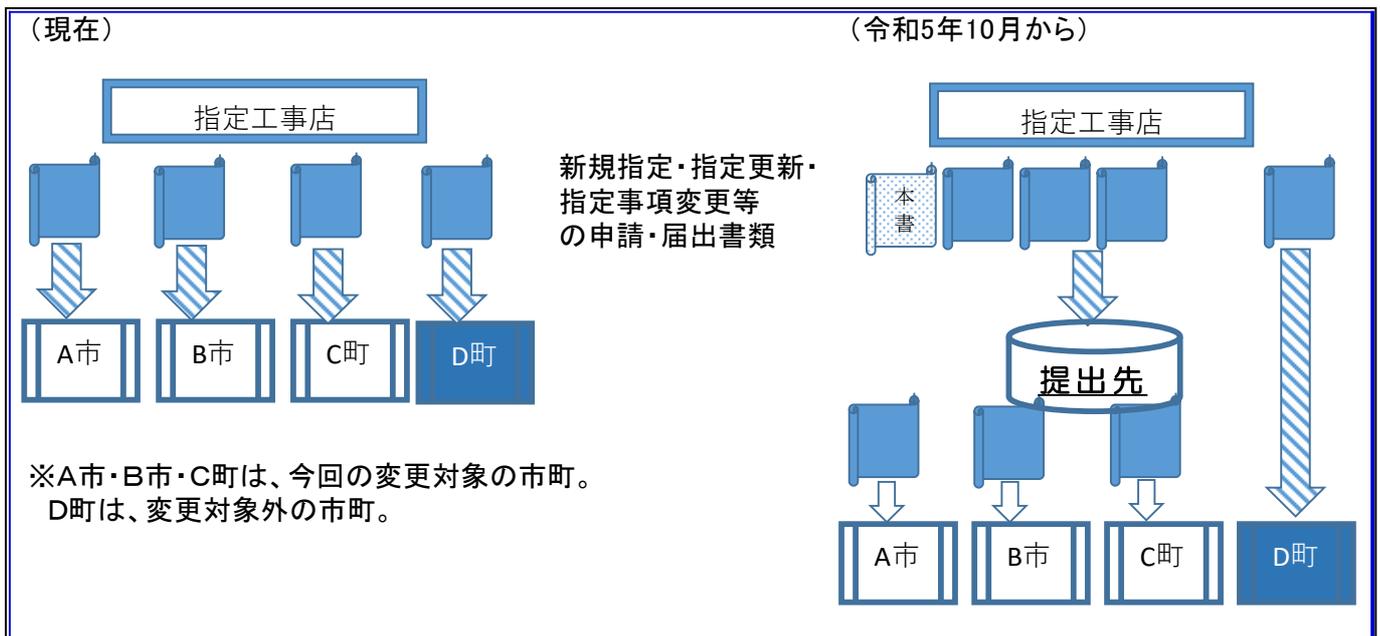
一宮市上下水道部給排水設備課

TEL0586-28-8660

(補足)

別紙

※3:※1に記載の市町の書類に関しては、一つの窓口で受付が可能です。ただし、これまでどおり各市町に提出された場合受付を拒むものではありません。



(例)

A市・B市・C町・D町において指定工事店である場合で、A市・B市・C町は今回の提出先共同化参加の市町であるがD町は共同化参加外の場合、現在は指定工事店から、市町それぞれに郵送等により必要な書類を提出する必要があったが、令和5年10月からA市・B市・C町の書類については、一つの窓口(提出先)に市町の部数分提出すれば受付可能。但し、共同化参加外のD町の書類は、現在と同じくD町に提出が必要です。

○提出書類について

① 各種様式(申請書、届出書など)

市町、給水・排水により内容が異なるため、各市町で用意されている様式により作成して下さい。

② 添付書類(登記事項証明、住民票の写しなど)

共同化参加市町内であれば、添付書類は共通(一部追加提出書類有【各市町補足】)となっています。

本書は1部のみご用意いただき、提出先である自治体数と同数のコピーを添えて下さい。

例:3市町に提出する場合、添付書類は本書1部+コピー3部、

1市町に提出する場合、添付書類は本書1部+コピー1部

※「定款の写し」の場合は本書なし、3市町ではコピー4部、1市町ではコピー2部ということになります。

○その他注意事項

・給水装置工事及び排水設備工事の申請に関する窓口は、これまでと同様に各市町窓口となります。

・今回の変更点のお知らせについては、各市町各々の指定工事店に対してお知らせいたしますので、チラシ等が重複する場合がありますが、ご理解ください。

一宮市指定給水装置工事業者 各種申請・届出書類一覧表

届出の種類	申請書	変更届	登記簿 謄本	定款	外観 写真	住民票 の写し	誓約書	機械器 具調書	指定証 の返納	備考
新規・更新	法人	<input type="checkbox"/>	・主任技術者証又は給水装置主任技 術者免状の写し ・更新の場合は指定更新時確認事項							
	個人	<input type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/>					
組織変更	有限→株式等の 組織変更	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					<input type="checkbox"/>	法人格の同一性が維持される組織変 更の場合
	法人→個人/ 個人→法人				廃止して新規指定					
氏名・名称 の変更	法人(商号変更)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					<input type="checkbox"/>	
	個人(氏の変更・屋 号の変更)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/>	
代表者 変更	法人	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
指定事項 の変更	個人				廃止して新規指定					
	選任	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				<input type="checkbox"/>			
役員変更	解任	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>							
住所変更	法人	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
	個人	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>			
住居表示 変更	法人	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>						登記簿謄本及び住民票等の代わりに 住民表示変更証明書も可
	個人	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				<input type="checkbox"/>			
電話番号・ FAX番号		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>							

主任技術者の増減	給水装置工事主任技術者選任・解任届出書、主任技術者証/免状の写し(選任の場合)
事業の廃止・休止・再開	指定給水装置工事業業者(廃止)届出書、指定証の返納(再開は不要)
指定証再交付	指定給水装置工事業業者証再交付申請書、指定証の返納(紛失は不要)

1. 指定事項に変更があったとき、変更があった日から30日以内に届出してください。
2. 給水装置工事主任技術者を選任又は解任したときはその日から14日以内に届出してください。
3. 給水装置工事業を廃止又は休止したときはその日から30日以内、再開したときはその日から10日以内に届出してください。

一宮市下水道排水設備指定工事店 提出書類一覧表

届出の種類	申請書	変更届	登記簿 謄本	定款	外観 写真	付近 見取図	住民票 の写し	誓約書	機械器 具調書	指定証 の返納	備考
新規・更新	法人	○	○	○	○	○		○	○		責任技術者証の写し
	個人	○			○	○	○	○	○		
組織変更	有限→株式等の 組織変更									○	法人格の同一性が維持される組 織変更の場合
	法人→個人/ 個人→法人										
	法人(商号変更)		○	○						○	
氏名・名称 の変更	個人(氏の変更等)		○				○			○	
	個人(屋号の変更)		○							○	
	法人		○					○		○	
代表者 変更	個人							○			
	個人										廃止して新規指定
指定事項 の変更	選任		○					○			
	解任		○								
住所変更	法人		○		○	○					
	個人		○		○	○	○				
住居表示 変更	法人		○								登記簿謄本及び住民票等の代わ りに住民表示変更証明書も可
	個人		○				○				
電話番号・ FAX番号									○		

責任技術者の増減	変更届(新規の場合は不要)、責任技術者名簿、責任技術者証の写し(選任の場合)
事業の廃止・休止・再開	指定工事店廃止・休止・再開届、指定証の返納(再開は不要)
指定証再交付	指定工事店証再交付申請書、指定証の返納(紛失は不要)

1. 指定事項に変更があったとき、変更があった日から30日以内に届出してください。
2. 排水設備事業を廃止又は休止したときはその日から30日以内、再開したときはその日から10日以内に届出してください。

記載上の注意点

記載例

様式第10(第34条関係)

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

(あて先)
一宮市水道事業等管理者

令和 年 月 日

届出者

登記簿謄本に記載の通りに
記入してください。

一宮市本町2丁目5番6号
一宮市株式会社
代表取締役 一宮太郎

水道法第25条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称	イチノミヤシカブシキガイシャ 一宮市株式会社		
住 所	一宮市本町2丁目5番6号		
フリガナ 代表者の氏名	イチノミヤタロウ 代表取締役 一宮太郎		
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
代表者の変更	○ ○ ○ ○	一宮 太郎	令和○年○月○日
役員の変更	● ● ● ●	▲ ▲ ▲ ▲	令和○年○月○日
<p>変更事項は、 1枚の届出書に まとめて記入 してください。</p>		<p>登記簿謄本に 記載の登記日 も記入して ください。</p>	

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、
一宮市指定給水装置工事事業者規程第4条第1項第3号
アからキまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

申請者

登記簿謄本に記載の通りに記入してください。

氏名又は名称

一宮市株式会社

住 所

一宮市本町2丁目5番6号

代表者氏名

代表取締役 一宮 太郎

(あて先)
一宮市水道事業等管理者

代表者氏名は、自署してください。

印刷する場合は、代表者印が必要です。

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

(2) 給水装置工事の申請書作成上の注意点について

給水装置工事（審査担当）

1. 給水装置工事申込書

- ・ 工事の種別（新設・改造・撤去）の記入漏れが無いか。
- ・ 申込者の住所・氏名・電話番号の記入漏れが無いか。
- ・ 土地・家屋または給水装置所有者の承諾が必要な場合に、記入漏れが無いか。

2. 給水装置工事設計書

- ・ 使用材料表一覧表の記入漏れ及び位置図が不鮮明で無いか。
- ・ 平面図の方角違い及び設計書全体における数値の記入漏れが無いか。
- ・ 給水管（公道分）の隣地境界からの距離を記入する事。
- ・ 既設を利用して宅内改造の場合は、既設メーター番号を記入する事。

3. その他

- ・ 給水装置使用開始申込書の裏面に位置図が添付されているか。
- ・ 道路占用に添付する写真、迂回路図が添付されているか。
- ・ 提出書類には「消せるボールペン（熱消去性インクのもの）」は使用しない事。
- ・ 3階直圧給水、直結増圧式給水は事前協議が必要。
- ・ 水理計算書（誓約書）申込者、場所を記入する事。
- ・ 給水装置工事の中止届について。
- ・ φ400mm（配水支管）からの給水管の分岐について。

****一宮市ホームページ****

○給水装置工事指針

👉 ページ I D 検索 「1049086」

○申請書類等

👉 ページ I D 検索 「1005436」

給水装置工事申込書

右の半分は切離し
申込者へ必ず渡して下さい。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

**必ず申込者の直筆にて記入
法人の場合は代表者の直筆でなければ代表者印が必要**

(あて先)
一宮市水道事業等管理者

申込者 住所 一宮市本町2丁目5番6号

氏名 上水太郎

TEL (0586-28-8660)

一宮市水道事業給水条例5条の規定により、給水装置の新設等工事を申込みます。なお、工事しゅん工後、配水管から止水栓までの装置を市に移譲しますので、管理してください。加入金と手数料については、一宮市給水条例を契約の内容とすることに合意します。

給水装置場所 一宮市本町2丁目5番6号

工事の種類 (新設・改造・撤去・())

所有者 住所 一宮市本町2丁目5番6号

氏名 上水太郎

使用 氏名 上水太郎

指定給水装置 住所 一宮市本町2丁目5番6号

工事事業者名 氏名 有限会社 上下設備

TEL 0586-28-8100

備考

事業者の角印・丸印
は押印する必要が
ありません。

※下の太線の中は、他人の土地及び給水装置を使用する場合に承諾を得てください。

土地・家屋所有者の承諾	住所 氏名	受付欄
給水装置所有者の承諾	住所 氏名	

該当する場合は必ず所有者の方に直筆にて住所・氏名
の記入をお願いします。
法人の場合は代表者の直筆でなければ代表者印が必要。

水道工事費について

◎ 給水装置工事を施工されるときは、下記の費用が必要となります。上下水道部納付金を上下水道部納付金は、工事着手前にお支払いいただくことになっていきます。上下水道部納付金をお支払いいただきましたら、施工依頼の指定工事業者と打ち合わせをしてください。

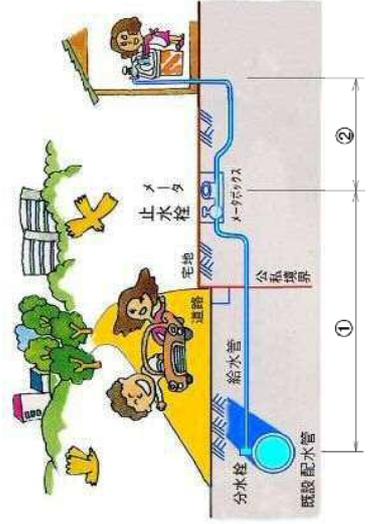
◎ 道路に配水管のない給水装置の新設工事などの申込みは、この申込書と配水管布設申請書が必要になります。

◎ 工事費について (下記参照)

費用の名称	おまな内容 (金額は消費税込み)	図の番号	支払先
加入金	新設工事、増径工事(メータの口径を大きくする工事)をされる方にメータの口径の大きさに応じてご負担いただきます。増径工事の場合は、すでにあるメータとお申込みのメータとの加入金の差額分です。	—	上下水道部
手分岐監理	配水管から給水管を分岐する工事の監理費用です。(分岐一件につき4,400円です。)	①	上下水道部
設計審査料	給水装置の工事にかかる設計の審査費用です。(設置市水道メータ1件につき4,400円です。)	①②	上下水道部
配水管布設工事負担金	給水装置の新設工事などで道路に配水管のない場合の配水管布設工事費は、工事申出者の負担で行います。ただし、この工事1件につき880,000円までは市が全額負担します。880,000円を超えるときは、その超える工事費が申出者の負担金となります。	—	上下水道部
公道分給水装置工事費	配水管からお宅へ引込む給水管の工事費で、メータボックスまでの費用です。	①	指定業者
宅地内給水装置工事費	お客様の敷地内の配管工事費や屋内の水道工事の費用です。	②	指定業者

加入金一覧表 (金額は消費税込み)

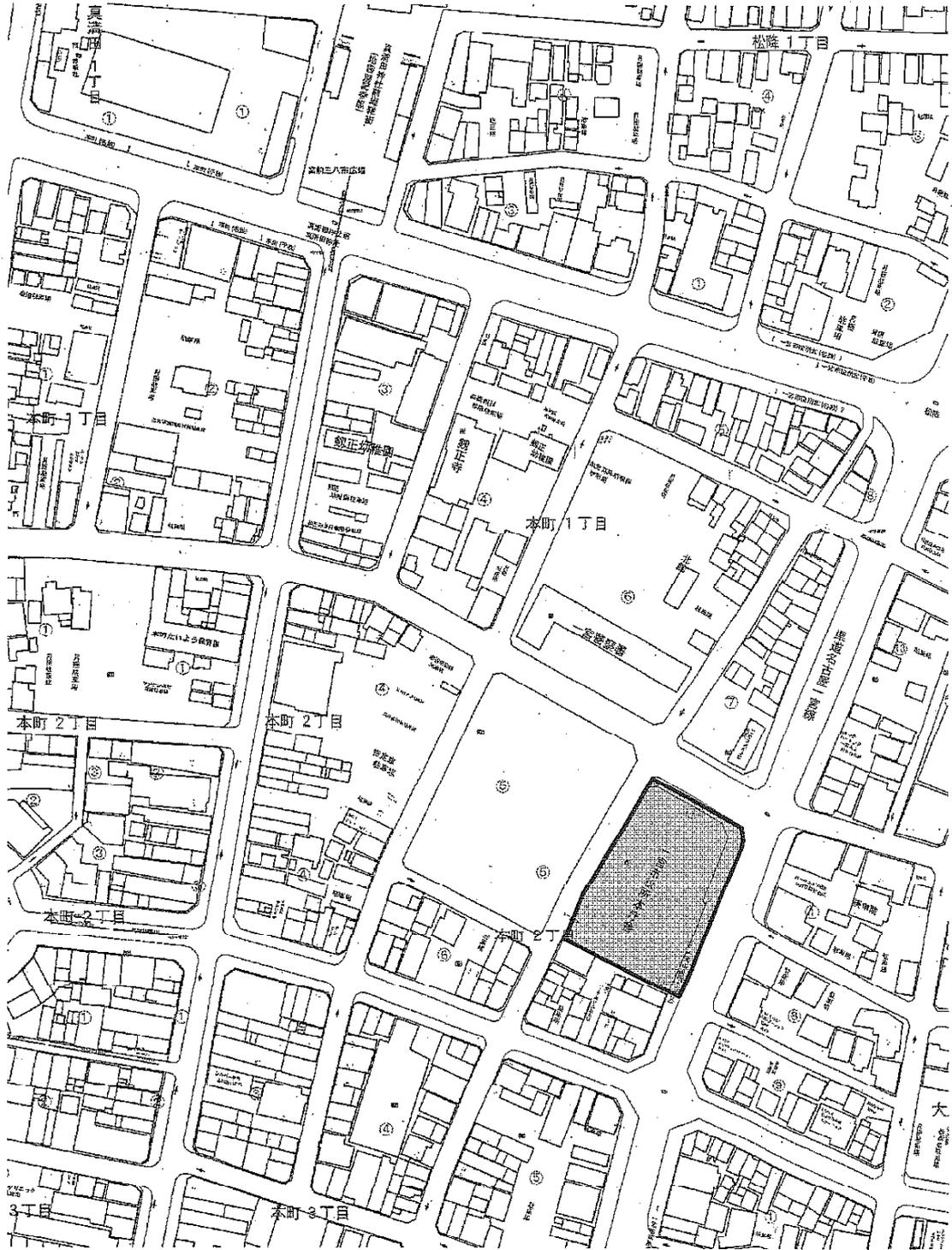
メータ口径	加入金	メータ口径	加入金
13mm	82,500円	30mm	462,000円
20mm	176,000円	40mm	880,000円
25mm	286,000円	50mm	1,452,000円



位置図

受付番号 (納付番号) R 第 号
水栓番号

給水装置場所 宮市 本町2丁目5番6



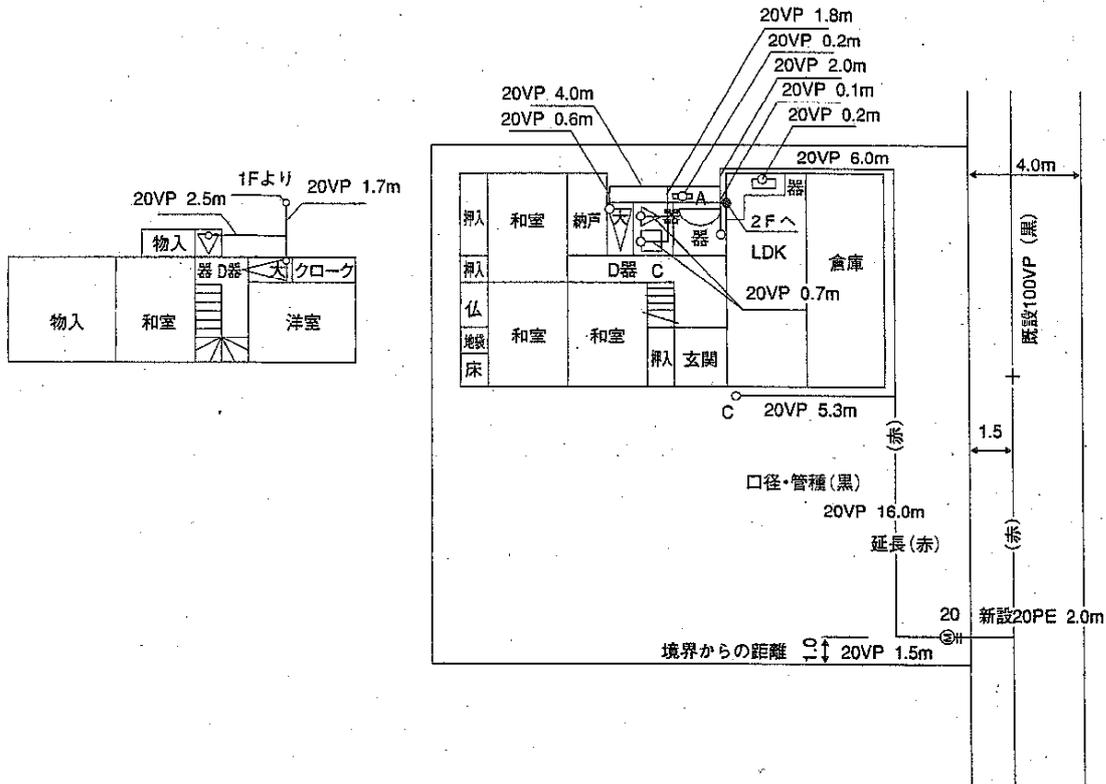
平面図・断面図・舗装復旧図

受付番号 (納付番号) R 第 号
水栓番号

給水装置場所 一宮市 本町2丁目5番6

平面図

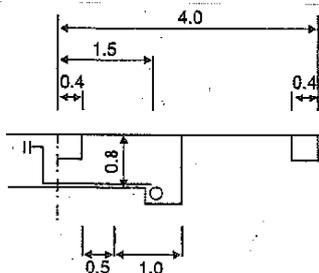
1/200



水道本管位置	出幅 <input type="checkbox"/> 東・ <input type="checkbox"/> 西・ <input type="checkbox"/> 南・ <input type="checkbox"/> 北 より L=1.5m , 土被り H=0.8m
舗装構成	<input checked="" type="checkbox"/> 簡舗・ <input type="checkbox"/> L交通・ <input type="checkbox"/> A交通・ <input type="checkbox"/> B交通・ <input type="checkbox"/> C交通・ <input type="checkbox"/> 歩道・ <input type="checkbox"/> 歩道乗入・ <input type="checkbox"/> 砂利道・ <input type="checkbox"/> その他 ()
地下埋設物	下水: <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ガス: <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 電話: <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 電気: <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 農水: <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 県水: <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 工水: <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

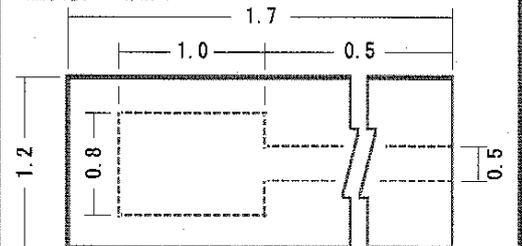
断面図

1/100



単位 m

舗装復旧展開図



単位 m

施工結果 (平成 年 月 日)	
出 幅 東・南・西・北より L =	m
土 被 り H =	m
地下水位 GL =	m
PH	残塩

給水装置工事(宅地内)使用材料表

申請者氏名

(受付) 令和 年 月 日

上下太郎

番号

区分	製 品				
	品 種	符 号	メーカ ー 名 ・ 品 名 ・ 品 番		
給 水 管	硬質塩化ビニル ライニング鋼管	—			
	硬質塩化ビニル管	—			
	耐 衝 撃 性 硬質塩化ビニル管	—	クボタシーアイ(株)	HIVP	JIS K6742
	ポリエチレン管	—	(株)イノアックコーポレーション	PE管	JIS K6769
	ステンレス鋼管	—			
給 水 用 具	湯 沸 器 類	A	ダイキン工業(株)	CO2エコキュート給湯器	TU37KFTV
	家 電 機 器 類	B			
	水 栓 類	C	TOTO	洗濯機用水栓	TW11R
			TOTO	散水栓	T27nh13
	ボールタップ類	D	TOTO	洋風便器	CES9133BE
	バルブ類	E			
	逆流防止装置	F			
	継 手 類	G	(株)クボタ	HI-TS継手	JIS K6743
			(株)オンダ製作所	ポリ管継手	ダブルロックジョイント
	洗 浄 弁	H			
	水撃防止器	I			
	水 栓 柱	J			
浄 水 器	W				
そ の 他	Z				
ユ ニ ツ ト 化 製 品	器具ユニット	器 配 設	クリナップ(株)	システムキッチン	KT I型2550
	配管ユニット		TOTO	洗面化粧台	Z87ATBH-08K
	設備ユニット		セキスイ	ユニットバス	Z87AS1616-D1E5T
指定工事事業者名			主任技術者		
有限会社 上下設備			上 下 次 郎		

給水装置使用開始申込書

令和 年 月 日

(あて先)
一宮市水道事業等管理者

次のとおり給水使用の開始を申し込みします。

お客さま番号	<input type="checkbox"/> 設計時点で未設定	指定事業者		開始日	令和 年 月 日	
	—	—	—	水栓番号		
設置場所	住 所	一宮市				
	方書・建物名 屋号等					
	(フリガナ) 使用者氏名					
	連絡先	()	—	左記は[自宅・その他()]		
	携 帯					
料金請求先	住 所	〒 —				
	方書・建物名 屋号等					
	(フリガナ) 氏 名					
	連絡先	()	—	左記は[自宅・その他()]		
	携 帯					
※ 請求先については必ず確認をとってください。						

※ 太線の中をご記入ください。

受付番号		下水区域	排水設備 申請	有 ・ 無	戸数	給排水設備課 担当	
開閉区分	新設 開始	新設 中止	メ ー タ ー 状 態	【新設】	φ No.	指針	出庫年月日・受取者
	改造 開始	改造 中止		【取付】	φ No.	指針	
					【撤去】	φ No.	指針
出庫理由	<input type="checkbox"/> 給水工事(新規) <input type="checkbox"/> 給水工事(増減径) <input type="checkbox"/> 開始(同口径)		入庫理由	<input type="checkbox"/> 撤去(増減径等)		営業課 担当	

事前協議日 令和 年 月 日

配水管布設申出書

令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日

(あて先)
一宮市水道事業等管理者

**必ず申込者の直筆にて記入
法人の場合は代表者の直筆でなければ代表者印が必要**

給水装置工事 住所 一宮市本町2丁目5番6号

申込者 (フリガナ) ジョウスイ タロウ

氏名 上 水 太 郎

TEL (0586-28-8660)

一宮市水道事業給水条例第5条の規定により、給水装置の新設等工事を申込みしたところ、本位置には配水管が布設されておりませんので、配水管を布設してください。なお、配水管の布設に要する工事費用は、一宮市水道事業給水条例第6条第2項の規定により負担します。

給水装置場所 一宮市本町2丁目5番6号

給水管分岐口径 φ100 × 1 箇所

給水装置工事 住 所 一宮市本町二丁目5番6号

施工事業者 氏 名 有限会社 上下設備

TEL 0586-28-8100

備 考

**事業者の角印・丸印
は押印する必要が
ありません。**

※下記は、上下水道部処理欄です。

課 長	専任課長	課長補佐	主 査	担 当	(伺い) 上記の申出により施工して よろしいか。 (別紙図面参照)
工 事 番 号	給 水 第	号	設 計 者		
工 事 名	地内 小口径配水管布設工事				
工 事 場 所	一宮市		地内		
受 付 番 号		受 付 日	令 和	年	月 日
摘 要					

水理計算書 申込者氏名と場所を記入

申 込 者
給 水 装 置 場 所 一宮市

• 計算条件を次のとおりとする。

- ア 配水管の水圧 0.2Mpa (2.0Kgf/cm²)
- イ 給水栓数 14栓 (2F 5栓、1F 9栓)
- ウ 同時使用給水器具数 4栓
- エ 給水高さ 5.3m (埋設-0.8m、階高-3.5m、水栓高-1.0m)

• 配管口径

メータから屋内布設部までの管をVP20mm、2Fへの立上り管をPEX20mm、給水ヘッドー以降給水栓までの管をPEX13mmとする。

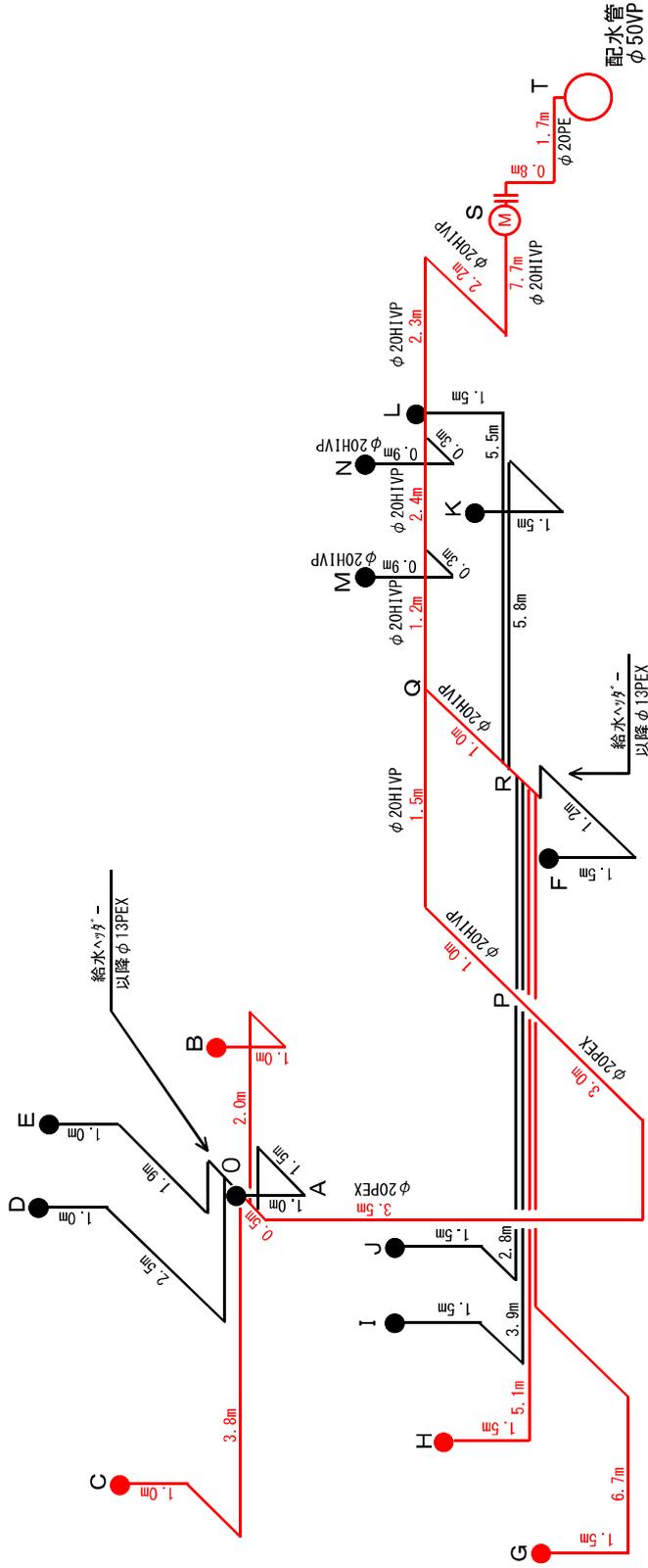
• 計画使用水量の算出

給水用具名		給水栓口径	同時使用の有無	計画使用水量
2F	A 洋風便器 (洗浄水槽)	13 mm		
	B 台所流し	13 mm	有	12 ℓ/分
	C 浴槽 (シャワー)	13 mm	有	13 ℓ/分
	D 洗濯機用水栓	13 mm		
	E 洗面器	13 mm		
1F	F 台所流し	13 mm		
	G 洋風便器 (洗浄水槽)	13 mm	有	12 ℓ/分
	H 浴槽 (シャワー)	13 mm	有	13 ℓ/分
	I 洗面器用水栓	13 mm		
	J 洗面器	13 mm		
	K 洋風便器 (洗浄水槽)	13 mm		
	L 立水栓	13 mm		
	M 給湯器	13 mm		
	N 給湯器	13 mm		
			合 計	50 ℓ/分

申込者氏名と場所を記入

申込者
給水装置場所 一宮市

※同時使用箇所を赤、その他は黒で表記すること。
※平面図と配管口径及び管種延長の整合を取ることを。



令和 年 月 日

(あて先)
一宮市水道事業等管理者

誓 約 書

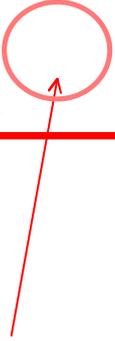
本申請の水理計算をした結果、申請したメーター口径では、同時使用した場合において水量不足であることが判明いたしました。

本来であれば、適正なメーター口径に変更すべきところですが、諸事情により給水装置工事設計書に記載のメーター口径にて申請をいたします。

その結果、水量不足やその他給水に不都合が生じても、市水道事業者に対し一切異議申し立ていたしません。また所有者を変更する場合には、新所有者に対して事前説明を行い、本誓約事項を継承します。

申込者氏名と場所を記入

給水装置場所	住所	一宮市
申 込 者	住所	
	氏名	_____



申込者が法人の場合は、代表者の直筆でなければ代表者印が必要

(3) 排水設備工事 申請時の注意点について

○ 排水設備工事について

① 排水設備計画確認申請書

- ア 申請者の住所・氏名(直筆であること・フリガナを忘れずに)等の記入漏れが無い。
- イ 設置義務者の住所・氏名(直筆であること)の記入漏れが無い。申請者と同じでも同上は不可。
- ウ 申請者・設置義務者とも法人の場合は、法人名だけでなく代表者名も記入してあるか。また、代表者印(会社印では不可)が押印してあるか。
- エ 申請者・責任技術者等の記入漏れが無い。
- オ 土地・排水設備所有者の承諾が必要か。必要な場合における記入漏れが無い。
- カ 訂正箇所を修正ペン、修正テープで訂正しているものは受付できない。
- キ 取付管設置工事(公費負担)の有無の記入をしたか。
- ク 市の公式WEBサイトを時々確認し、最新の様式をダウンロードし、使用すること。

② 排水設備設計書

- ア 申請箇所の位置図が適正(申請箇所は図の中央付近とし、目標物も含める。枠に合わせた大きさのもの。)に表示されているか。縮尺は、1/1500程度とする。
- イ 平面図は1/200を基準として記入する。
- ウ 平面図を記入する際、方位は図の上を北とし、これに依りがたい場合は縮尺・方位を記入する。
 - ・図の中の数値、記号等の表示は正しいか。
 - ・申請箇所が、2路線以上接道している場合、その交差点を含めて図示し、人孔・本管も図示する。
- エ 設計書内の数値、記号の表示は正しいか。
- オ 管渠勾配の計算は正しいか。
- カ 雨汚水の色分けは適正か。
- キ 取付管の位置が事前調査により確認してあるか。
- ク 上水道以外の簡易水道、自己水(井戸水)、工水等の利用があるか。
- ケ 阻集器の容量計算及び維持管理誓約書があるか。

③ その他

- ア 提出書類の記入には、消せるボールペン(熱消去性インクのもの)を使用しないこと。
- イ 排水設備使用開始届の有無、裏面の位置図確認。
- ウ 取付管設置(公費負担)が必要か。
- エ 道路占用に添付する写真があるか。(必ず背景を収めて、マーキングが判るもの。接写しすぎるのは不可。また写真に下水道本管は赤の破線、新設取付管は赤の実線を記入しその凡例も付ける。)
- オ 家屋の一部のみ下水切替の申請があるが、原則としてこれを受付けない。
- カ 下水切替の無届工事について
下水切替工事を無届けで施工することは、一宮市下水道条例に違反することになる。
必ず事前に申請をすること。

一宮市Webページでの指針・申請書等掲載ページ検索について

- ページID検索で下記のページIDを入力してください。
- ・排水設備指針 1049087
 - ・排水設備工事の申請書等 1008173

排水設備計画確認申請書

記入の注意点

日付けの記入は無し

令和 年 月 日

(あて先)
一宮市水道事業等管理者

消せるボールペンでの記入、修正ペン・修正テープでの修正は不可。

申請者の直筆

直筆したものの

コピーは不可

申請者 住所 _____
フリガナ _____
氏名 _____
TEL (_____ - _____ - _____)

印

排水設備の設置について、一宮市下水道条例第5条の規定により申請します。

設置場所	一宮市	土地の所在地を記入する
設置義務者	住所 _____ 氏名 _____	建物所有者・(建物が無い場合)土地の所有者 上記の氏名(直筆) 印
指定工事店	住所 _____ 工事店名 _____ TEL _____	
取付管設置(公費負担)	有 ・ 無	
備考		公費負担の取付管設置工事の有無を○で囲む

法人の場合は、代表者の直筆でなければ代表者印が必要。

※ 設置義務者は建物の所有者です。また建物の無い場合は、その土地の所有者です。

※ 下の太線の中は他人の土地及び排水設備を使用する場合に承諾を得てください。

土地所有者の同意	上記の排水設備の工事を承諾します。	住所 _____ 氏名 _____ 印	受付欄
	排水設備所有者の同意		

所有者が複数の場合には、別紙又は裏面に同表を作成し記入すること。同意文章も記入すること。

排水設備工事設計書

設置場所 (土地表示)	一宮市 本町2丁目**番**号	受付番号(納付番号) R 第 号
		取付管番号
		水栓番号
設置場所 (住居表示)	一宮市 本町2丁目**番**号	
区分	住所	氏(フリガナ)名
申請者	一宮市本町2丁目**番**号	フリガナ ケスイ ジロウ 氏名 下水 次郎 TEL (0586-73-4567)
義務者	一宮市本町2丁目**番**号	フリガナ ケスイ ジロウ 氏名 下水 次郎 TEL (0586-73-4567)
使用者	一宮市本町5丁目6番3号	フリガナ 伊ノミヤ コウ 氏名 一宮 吾郎 TEL (0586-28-5656)
特記事項		
		指定工事店
		責任技術者
		(株)上下水道設備
		古枝 良人

位置図

受付番号(納付番号) R 第 号

取付管番号

水栓番号

設置場所 一宮市 本町2丁目**番**号

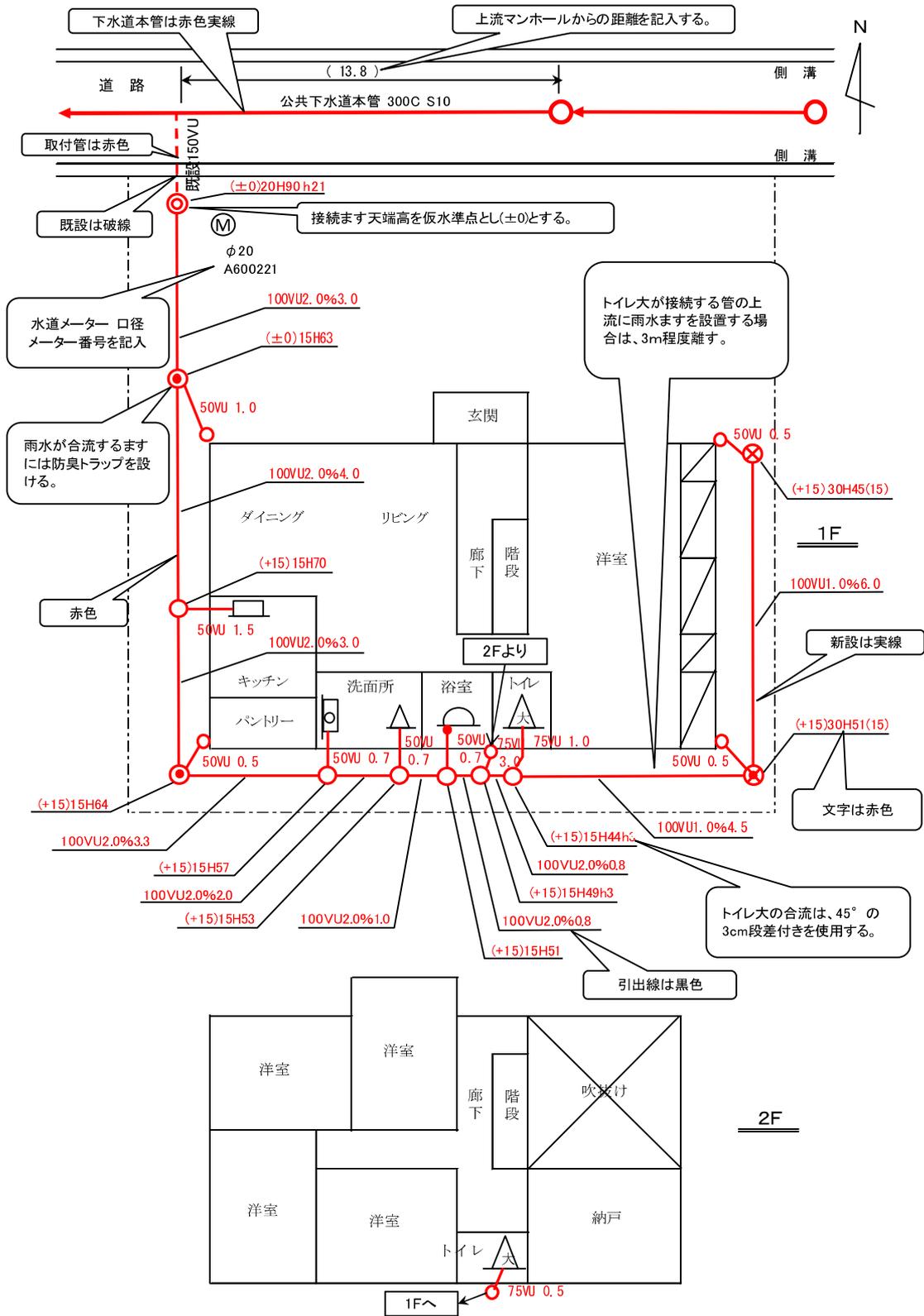


平面図

設置場所 一宮市 本町2丁目**番**号

受付番号(納付番号)	R	第	号
取付管番号			
水栓番号			
取付管権利箇所表			
権利箇所	使用箇所	残箇所	
m ²			

【合流区域の記載例】

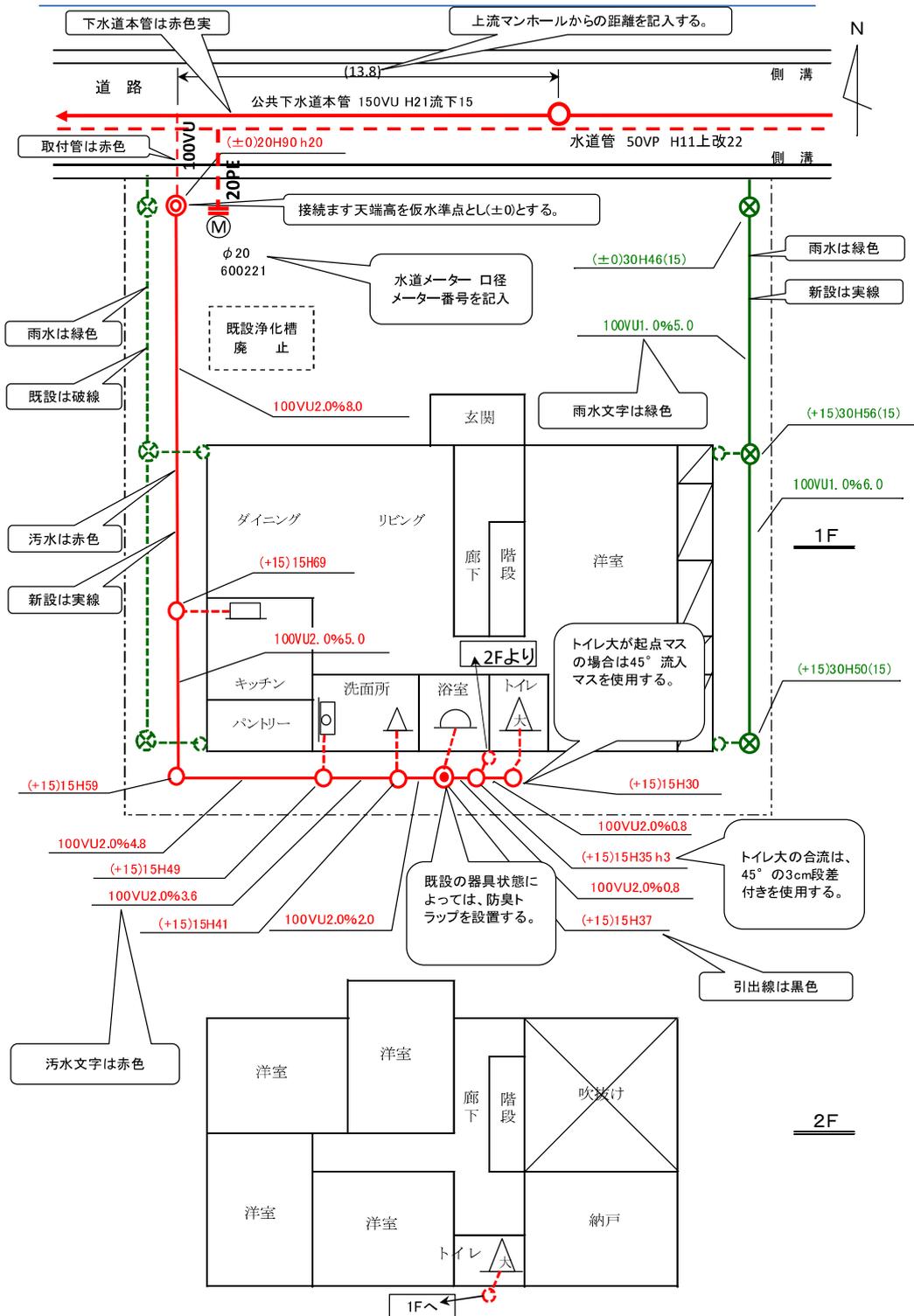


平面図

設置場所 一宮市 本町2丁目**番**号

受付番号 (納付番号)	R	第	号
取付管番号			
水栓番号			
取付管権利箇所表			
権利箇所	使用箇所	残 箇 所	
m ²			

【分流区域の記載例】



記入の注意点

取付管工事承認申請書

日付けの記入は無し

令和 年 月 日

(あて先)
一宮市水道事業等管理者

消せるボールペンでの記入、修正ペン・修正テープでの修正は不可。

申請者の直筆

申請者住所 _____
(フリガナ) _____
.....
申請者氏名 _____
(TEL) (- -)

取付管を設置したいので、一宮市下水道条例第4条第1項第1号
なお、工事完了後、取付管を市に移譲しますので管理してください

法人の場合は、代表者の直筆でなければ代表者印が必要。

設置場所	一宮市	土地の所在地を記入する
※設置義務者	住所	氏名
	建物所有者・(建物が無い場合)土地の所有者	
	氏名は直筆	
※施工業者名	住所	
	工事店名	
	TEL	
添付書類 (2部)	①使用材料表 ②位置図 ③平面図 ④道路断面図及び舗装復旧図 ⑤その他管理者が必要とする書類	

※ 設置義務者は建物の所有者です。また建物の無い土地は、その土地の所有者です。

※ 下の太線の中は他人の土地を使用する場合に承諾を得てください。

※ 排水設備計画確認申請書と同時に提出される場合は土地所有者の同意欄は省略することができます。

受付欄

	上記の排水設備の工事を承諾します。	
土地所有者の同意	住所	
	氏名	
	(TEL)	印

所有者が複数の場合には、別紙又は裏面に同表を作成し記入すること。同意文章も記入すること。

位置図

受付番号(納付番号) R 第 号

取付管番号

水栓番号

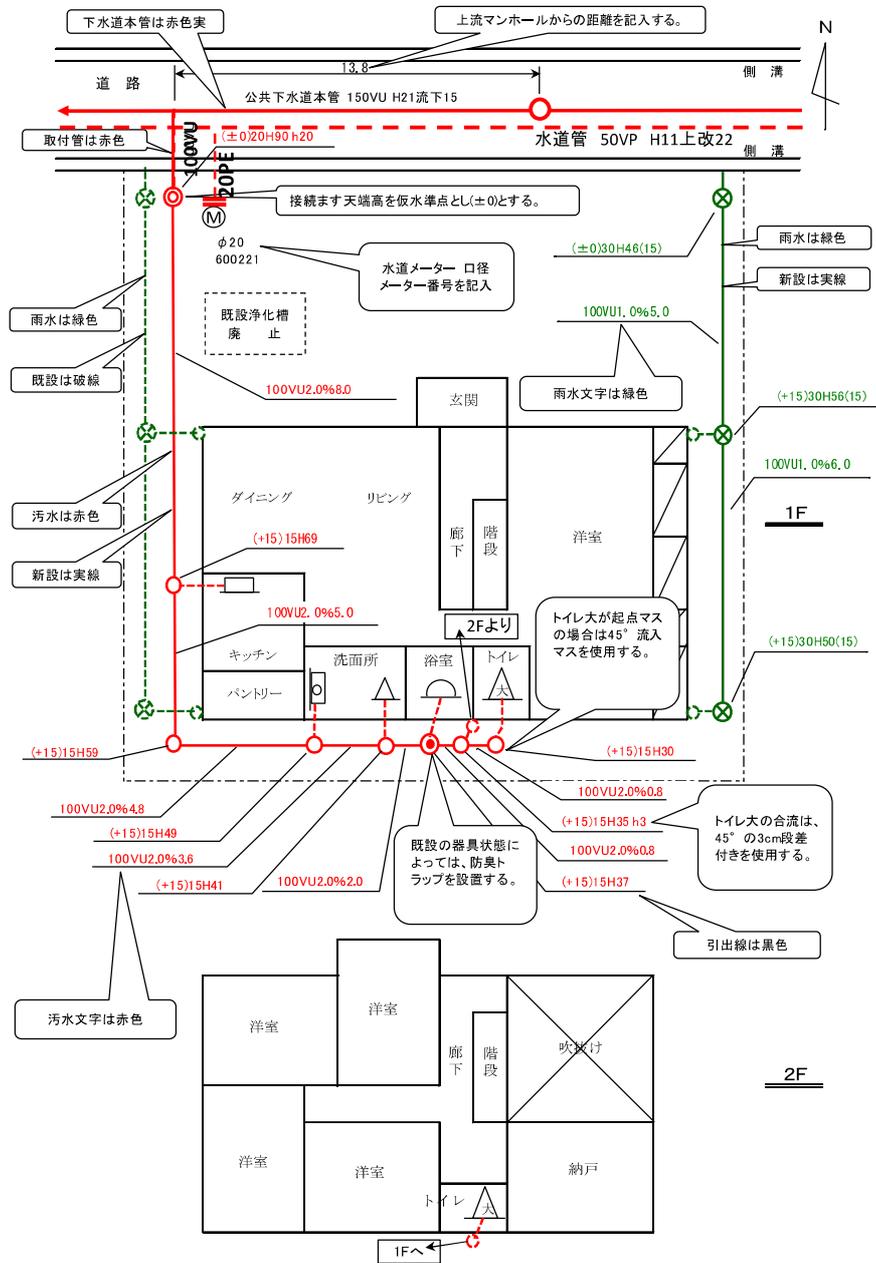
設置場所 一宮市 本町2丁目**番**号



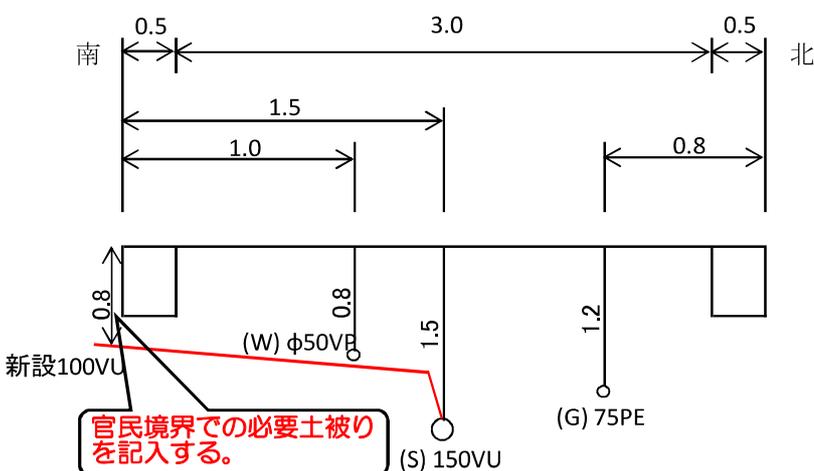
平面図・断面図

設置場所 一宮市 本町2丁目**番**号

平面図



断面図



受付番号 (納付番号)	R	第	号
取付管番号			
水栓番号			

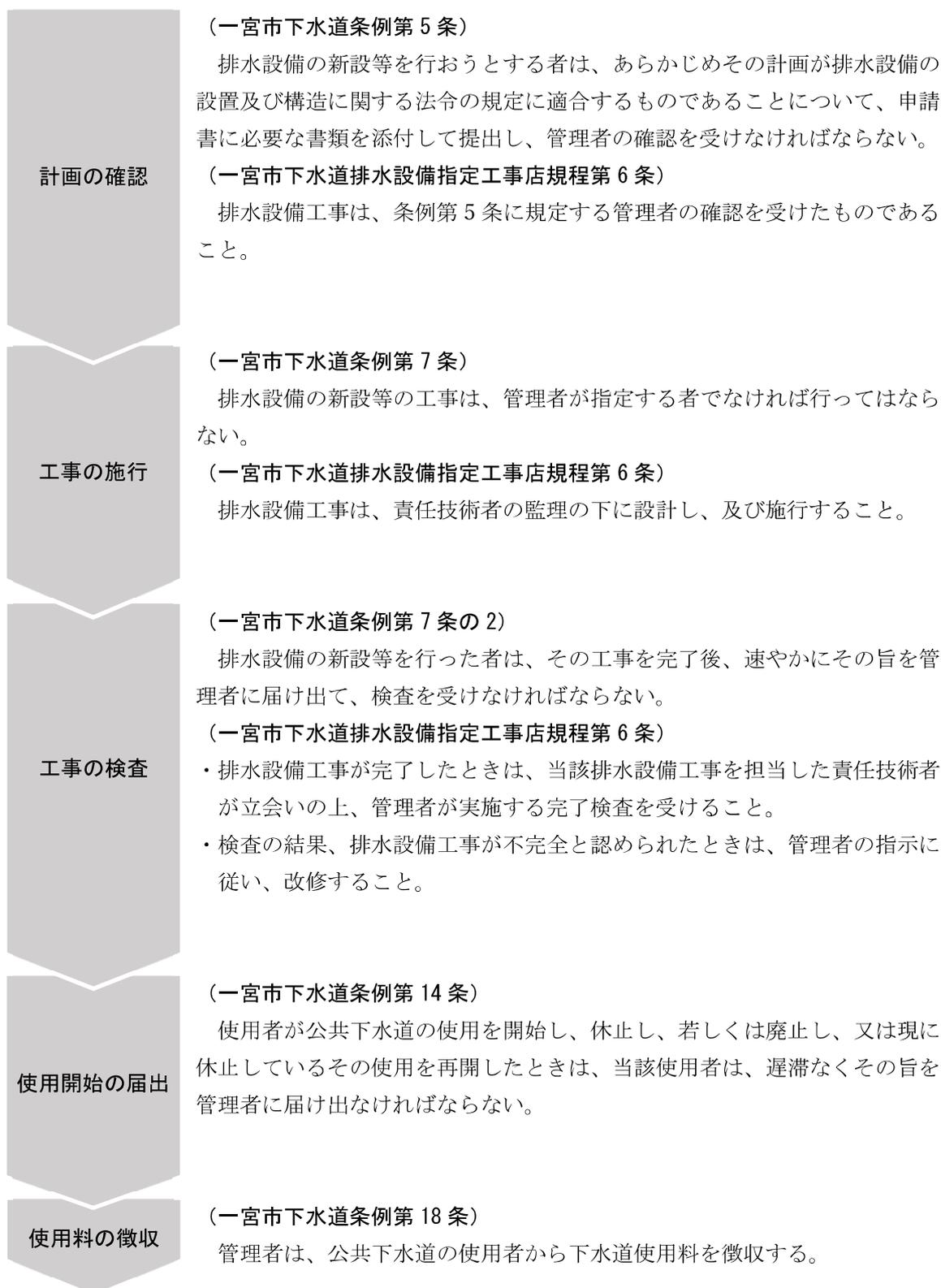
取付管権利箇所表

権利箇所	使用箇所	残箇所
m ²		

取付管	
土被り	H= m
口径	◎
管種	
施工延長	L= m
施工結果	
出幅	東・西より L = m 南・北
土被り	H= m
本管	口径 管種
つまり	cm
地下水位	GL - m
備考	

公共下水道使用開始までの流れ

排水設備指針 第8章、第9章



分流区域における注意点（下水の種類）

下水とは、下水道法第2条において『生活若しくは事業（耕作の事業を除く。）に起因し、若しくは付随する廃水（以下「汚水」という。）又は雨水をいう。』と規定されており、発生形態により生活若しくは事業に起因するものと、自然現象に起因しているものに分けられ、次のとおり分類することができる。

下水道法上の種類		発生形態による分類	下水の分類
下 水	汚 水	生活若しくは事業に起因	し尿を含んだ排水
			雑排水
			工場・事業場排水
	雨 水	自然現象に起因	湧水
			降雨、雪どけ水

この下水を汚水と雨水に区分し例示すると、次のとおりとなる。（排水設備指針 1-3 参照）

（汚水）

- ・水洗便所、台所、浴室、洗面所、洗濯場の排水
- ・屋外手洗いの排水（周囲からの雨水の混入がないもの。）
- ・プール排水
- ・地下貯留槽の排水
- ・その他生活、生産に伴い生ずる排水

※雨水と同程度以上に清浄であると思われるものについては、市と協議することにより雨水としての取扱いをする場合がある

（雨水）

- ・降雨、雨どいからの水
- ・湧水（事業等により集められたものは汚水に分類される。）
- ・雪どけ水、その他の自然水

分流区域における排水設備の設計、施工にあたっては、上記を踏まえて汚水系統・雨水系統の排水管への接続を検討すること。

(4) 給水装置工事のしゅん工検査等について

④給水装置工事のしゅん工検査等について

1. 給水装置工事のしゅん工検査について

- ・工事完了後、速やかにしゅん工届を提出し、検査を受けてください。
- ・立会いを要する検査については、事前に予約してください。

2. しゅん工検査提出書類について

(1)しゅん工届・検査調書

- ・申込図面と現地が異なる場合は、しゅん工図面を添付してしゅん工届を提出してください。
- ・検査調書には、耐圧(水圧)試験の記録用紙または写真(時計入り)を添付してください。
- ・検査調書記入欄は、必ず現場を確認した後で該当項目のみ○印をつけるようにしてください。
- ・修正箇所には訂正印を押してください。

(2)道路復旧完了届

- ・しゅん工届と同時に提出してください。
- ・工事写真については、承認工事写真撮影箇所一覧表を確認の上提出してください。

別紙1～4参照

3. 給水工事(道路分)について

- ・給水管の取付工事立会い申し込みは、事前に手数料等の納入確認及び道路占用等の許可があることを確認した上で、給水装置工事立会票を提出してください。
- ・舗装本復旧工事も、給水分岐工事と同様に、沿道住民へ周知してください。
- ・給水工事での保安設備、交通誘導員の配置は、現場状況に応じて行ってください。
- ・作業時間9時から17時までを必ず守ってください。

4. 給水申込みに伴う水道メーターの受取・返却について

- ・事前に入金確認、給水装置の完了を確認の上、メーターの受取日・返却日が決まったら、

受取日の2営業日前の15時までに電子申請(2次元コード



又は、URL [https://](https://logoform.jp/form/Z3LR/1033981)

logoform.jp/form/Z3LR/1033981)にて予約して下さい。

- ・予約は原則電子申請としますので、FAX、メール、電話、給排水設備課窓口での予約は不可とします。
- ・受取日に給水装置使用開始申込書を持参し、水道お客さまセンターでメーターを受取って下さい。返却の場合も同様です。

承認工事 写真撮影箇所一覧表 【給水管・市道用】

区分・工種		写真撮影箇所					
		頻度	項目	備考			
着手前 ・完成	着手前	1箇所毎	全景				
	完成	1箇所毎	全景	着手前と同一箇所、同一方向に撮影			
施工 状況	給水管等 取付工	管路土留工	種類毎に1回 (必要に応じて)	設置完了 根入れ長の確認	地上部分の長さが確認できるように		
				土留材検収	矢板の長さが確認できるように		
		給水管等 取付工	給水管等取付	1箇所毎	取付完了 防食シート(被覆後に)	既設管データ(管種、口径、出幅、土被り)を黒板に記入する。	
					給水管 布設工	1箇所毎	配管完了
		給水管 布設工	バルブ設置工	1箇所毎 (必要に応じて)	設置完了		バルブ筐設置も撮影すること
					給水装置 その他	閉塞工	1箇所毎 (必要に応じて)
		管明示シート工	1箇所毎	設置完了		本管掘削部、布設部、他事業埋設管も敷くこと	
		給水装置	1箇所毎	ボール止水栓、メーターBOX、メーター取付完了			
		管路土工	管路埋戻 (管回り)	1箇所毎	厚さ(20cm)	埋戻材を黒板に記入	
			管路埋戻	1箇所毎	厚さ(20cm毎)	埋戻材を黒板に記入	
		舗装 仮復旧工	下層路盤	1箇所毎	厚さ		
			表層	1箇所毎	乳剤散布完了		
		舗設完了					
		付帯 工	舗装 復旧工	表層 (基層・上層路盤)	1箇所毎	乳剤散布完了	側面塗布が確認できるように
						厚さ	
	舗設完了						

***給水管と取付管同時埋設時でも、それぞれ1部ずつ作成して提出すること**

承認工事 写真撮影箇所一覧表 【給水管・県道、国道ほか用】

区分・工種		写真撮影箇所						
		頻度	項目	備考				
着手前 ・完成	着手前	1箇所毎	全景					
	完成	1箇所毎	全景	着手前と同一箇所、同一方向に撮影				
施工 状況	給水管等 取付工	既設管状況等		1箇所毎	既設配水管状況	出幅、土被りが確認できるように		
		管路土留工	種類毎に1回 (必要に応じて)	設置完了	地上部分の長さが確認できるように			
				根入れ長の確認				
				土留材検収	矢板の長さが確認できるように			
		開削水替工		1工事毎に1回 (必要に応じて)	設置状況			
		給水管等 取付工	給水管等取付	1箇所毎	取付完了			
					防食シート(被覆後に)			
		給水管 布設工	給水管布設工	1箇所毎	配管完了	全景(防食テープを巻いた後)		
					側溝下の鋼管打ち抜き状況	狸掘りしないこと		
					バルブ設置工	1箇所毎 (必要に応じて)	設置完了	バルブ筐設置も撮影すること
		給水装置 その他	閉塞工	1箇所毎 (必要に応じて)	閉塞完了			
					防食シート(被覆後に)			
					管明示シート工	1箇所毎	設置完了	本管掘削部、布設部、他事業埋設管も敷くこと
		給水装置	給水装置	1箇所毎	ボール止水栓、メーターBOX、メーター取付完了			
					管路埋戻(管回り)	1箇所毎	厚さ(20cm)	埋戻材を黒板に記入
					管路埋戻	1箇所毎	厚さ(20cm毎)	埋戻材を黒板に記入
舗装 仮復旧工	下層路盤	1箇所毎	厚さ					
			表層	1箇所毎	乳剤散布完了 舗設完了			
付帯 工	舗装 復旧工	表層 (基層・上層路盤)	1箇所毎	乳剤散布完了	側面塗布が確認できるように			
				敷均し、転圧状況				
				厚さ				
				敷き均し温度、開放温度				
				舗設完了				
安全管理			1箇所毎に1回	各種標識類、保安設備の設置状況	着手時、本復旧時 作業箇所のバリケード等の状況 必要に応じて夜間の設置状況も撮影			
				交通誘導警備員の配置状況				

重要

*給水管と取付管同時埋設時でも、それぞれ1部ずつ作成して提出すること。

*側溝下は狸掘りをしない。鋼管打ち抜きで施工すること。その状況写真をつけること。

承認工事 写真撮影箇所一覧表 【取付管・市道用】

区分・工種		写真撮影箇所			
		頻度	項目	備考	
着手前 ・完成	着手前	1 施工箇所に1回	全景		
	完成	1 施工箇所に1回	全景	着手前と同一箇所、同一方向に撮影	
施工状況	既設管状況	1 施工箇所に1回	既設管状況	出幅、土被りが確認できるように	
		1 施工箇所に1回 (必要に応じて)	設置完了 根入れ長の確認	地上部分の長さが確認できるように	
			土留材検収	矢板の長さが確認できるように	
	開削水替工	1 施工箇所に1回 (必要に応じて)	設置状況		
	取付管および 取付管布設工	支管取付工	1 施工箇所に1回	取付状況	接合状況（マーキング、接着剤塗布等） 切片が確認できるように
			1 施工箇所に1回	取付完了	接着、番線固定が確実に施工されており、 削孔箇所と支管にズレがないか
		取付管布設	1 施工箇所に1回	接合状況	切り管には標線を記入し、挿入前後を 撮影すること
			1 施工箇所に1回	布設完了	勾配が確認できるように (全景及び水平器のアップなど)
			1 施工箇所に1回	土被り	公私境界付近での土被りが確認 できるように
		内副管取付工	1 施工箇所に1回	可とうマンホール継手取付	削孔、表面清掃、ボンド塗布、取付までの 一連の工程が確認できるように
			1 施工箇所に1回	内副管取付状況	ガス検知使用状況
			1 施工箇所に1回	取付完了	副管、インバート全景が写ったもの
		埋設標識シート	1 施工箇所に1回	設置完了	本管掘削部、布設部、他事業埋設管も 敷くこと
		管路土工	管路埋戻 (管回り)	1 施工箇所に1回	厚さ(管基礎10cm及び管上 10cm)
	管路埋戻		1 施工箇所に1回	厚さ(20cm毎)	埋戻材を黒板に記入
	付帯工	舗装復旧工 (仮復旧)	下層路盤	1 施工箇所に1回	厚さ
			表層	1 施工箇所に1回	乳剤散布完了
		舗装復旧工 (本復旧)		表層 (基層・上層路盤)	1 施工箇所に1回
1 施工箇所に1回			乳剤散布完了 厚さ 舗設完了		側面塗布が確認できるように

***給水管と取付管同時埋設時でも、それぞれ1部ずつ作成して提出すること**

承認工事 写真撮影箇所一覧表 【取付管・県道、国道ほか用】

区分・工種		写真撮影箇所						
		頻度	項目	備考				
着手前 ・完成	着手前	1 施工箇所	1 回	全景				
	完成	1 施工箇所	1 回	全景	着手前と同一箇所、同一方向に撮影			
施工状況	既設管状況	1 施工箇所		1 回	既設管状況	出幅、土被りが確認できるように		
		管路土留工	1 施工箇所		1 回	設置完了 根入れ長の確認	地上部分の長さが確認できるように	
					(必要に応じて)	土留材検収	矢板の長さが確認できるように	
	開削水替工		1 施工箇所		1 回	設置状況		
	取付管 および ます工	支管取付工	1 施工箇所		1 回	取付状況	接合状況（マーキング、接着剤塗布等） 切片が確認できるように	
			1 施工箇所		1 回	取付完了	接着、番線固定が確実に施工されており、 削孔箇所と支管にズレがないか	
		取付管布設工	取付管布設	1 施工箇所		1 回	接合状況	切り管には標線を記入し、挿入前後を 撮影すること
				1 施工箇所		1 回	側溝下の鋼管打ち抜き穴あけ状況	狸掘りしないこと。
			1 施工箇所		1 回	布設完了	勾配が確認できるように （全景及び水平器のアップなど）	
			1 施工箇所		1 回	土被り	公私境界付近での土被りが確認 できるように	
		内副管取付工	1 施工箇所		1 回	可とうマンホール継手取付	削孔、表面清掃、ボンド塗布、取付までの 一連の工程が確認できるように	
			1 施工箇所		1 回	内副管取付状況	ガス検知使用状況	
			1 施工箇所		1 回	取付完了	副管、インバート全景が写ったもの	
		埋設標識シート		1 施工箇所		1 回	設置完了	本管掘削部、布設部、他事業埋設管も 敷くこと
	管路土工	管路埋戻 (管回り)	1 施工箇所		1 回	厚さ(管基礎10cm及び管上10cm)	埋戻材を黒板に記入	
		管路埋戻	1 施工箇所		1 回	厚さ(20cm毎)	埋戻材を黒板に記入	
	付帯工	舗装復旧工 (仮復旧)	下層路盤	1 施工箇所		1 回	厚さ	
			表層	1 施工箇所		1 回	乳剤散布完了 舗設完了	
		舗装復旧工 (本復旧)	表層 (基層・上層路盤)	1 施工箇所		1 回	乳剤散布完了	側面塗布が確認できるように
							転圧状況	
					厚さ 敷き均し温度、開放温度 舗設完了			
安全管理	1 施工箇所		1 回	各種標識類、保安設備の設置状況	作業箇所のバリケード等の状況 (必要に応じて夜間設置状況も撮影)			
				交通誘導警備員の配置状況				
使用材料	各品目毎			主要材料(管材)	寸法、形状、下水協、JIS、メーカーなどが 確認できるように			

重要

*給水管と取付管同時埋設時でも、それぞれ1部ずつ作成して提出すること。

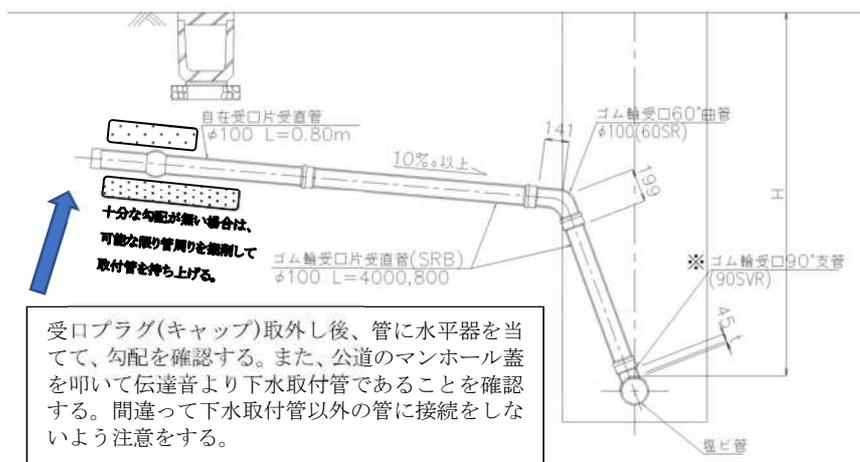
*側溝下は狸掘りをしない。鋼管打ち抜きで施工すること。その状況写真をつけること。

(5) 排水設備工事の施工上の注意点について

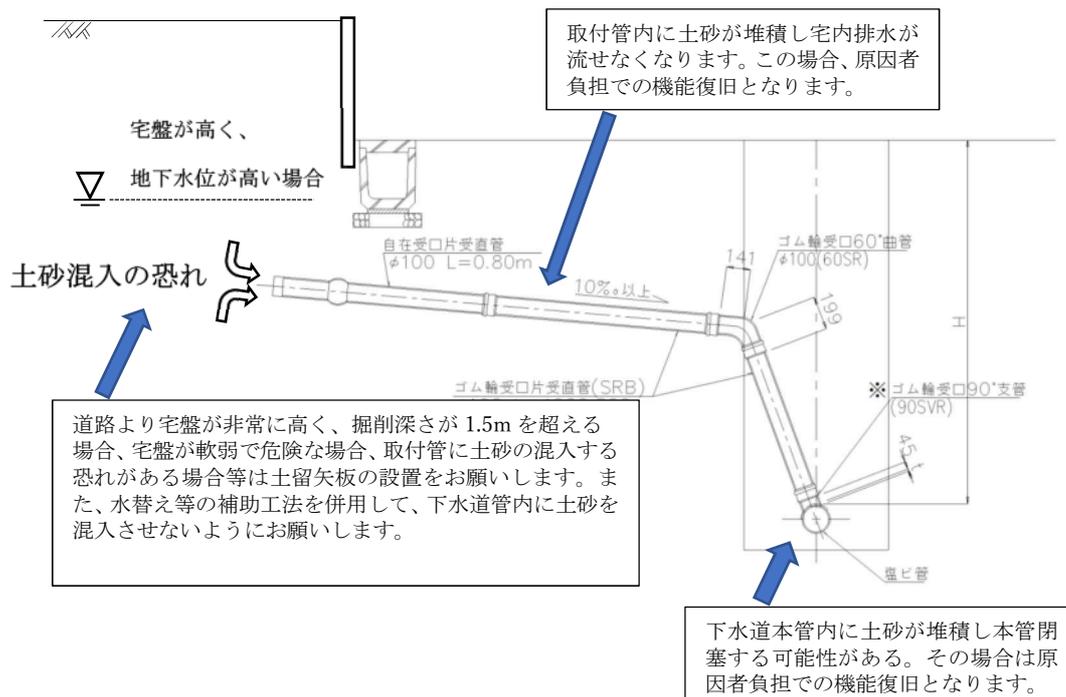
○接続ます設置時の注意点

①接続ますを既設取付管に接続する前には、既設取付管に水平器を当てて、流下に十分な勾配が取れているか確認をしてください。勾配が確保されていない場合は、自在受口片受直管(L=0.8)が垂れ下がっている可能性があるため、管周りを掘削して取付管を持ち上げて十分な勾配が確保できるようにしてから接続ますの設置をお願いします。

管周りを掘削しても取付管が持ち上がらずに勾配が確保できない場合は、給排水設備課検査・立会グループに至急ご連絡ください。現地確認を行います。



②接続ますを設置する箇所が道路盤よりかなり高くなっており、掘削面内での作業に危険が伴うと判断された場合は、土留矢板の設置をお願いします。また、水替え等の補助工法を施し、取付管及び下水道本管へ土砂を流入させないようにお願いします。

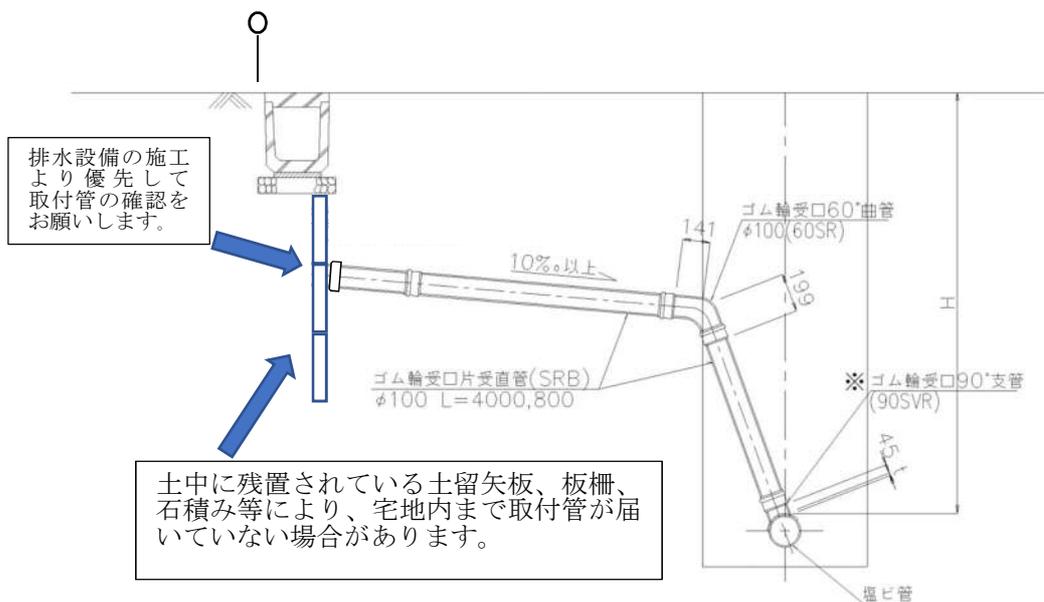


③接続時に切り欠いた破片が取付管内から見つかったことがあります。それが原因で取付管内が詰まるのが過去にあったため、破片は絶対に流さないよう注意してください。原因者の負担で管清掃をして頂く場合がございます。

○排水設備施工時の注意点

なんらかの理由により取付管が宅地内まで届いていないことがあります。最近施工されたものについては、竣工図に届いていない理由等が記載され記録に残っているために事前にお伝えできますが、記録も無く宅地内を掘削したときに判明する場合があります。主な理由としては、境界近くに大きな水路があり、築造時の土留矢板が残置されている。または土中内に板柵が残置されている。道路と宅盤との高低差があり石積が土中内に残置されている等の理由により取付管が宅地内まで届いていなかった例がありました。

特に浄化槽から公共下水道への切替工事については、浄化槽の廃止により一刻も早く生活排水を公共下水道へ流すことが必須となります。事前[※]に取付管の確認をしてからの排水設備の施工をお願いします。

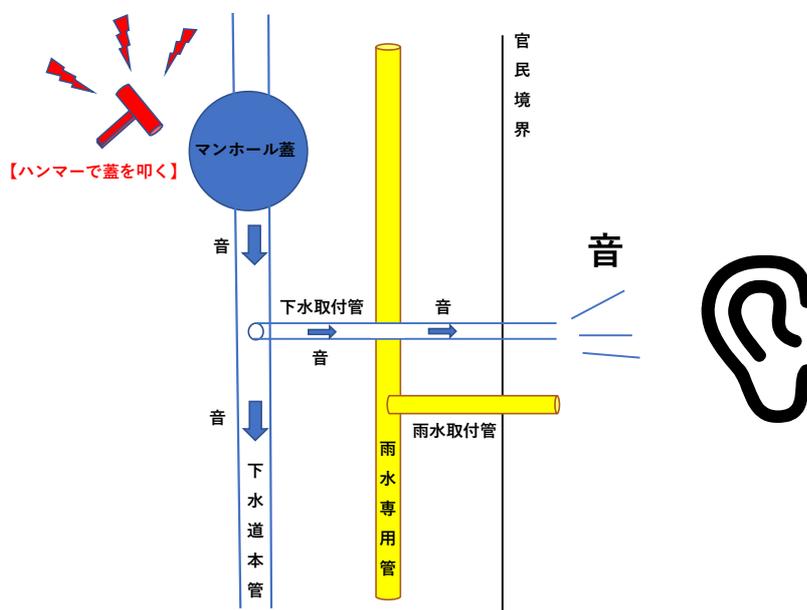


布設されている状況によっては、道路内を掘削しなく、
取付管を延長するのに数日を要する場合があります。

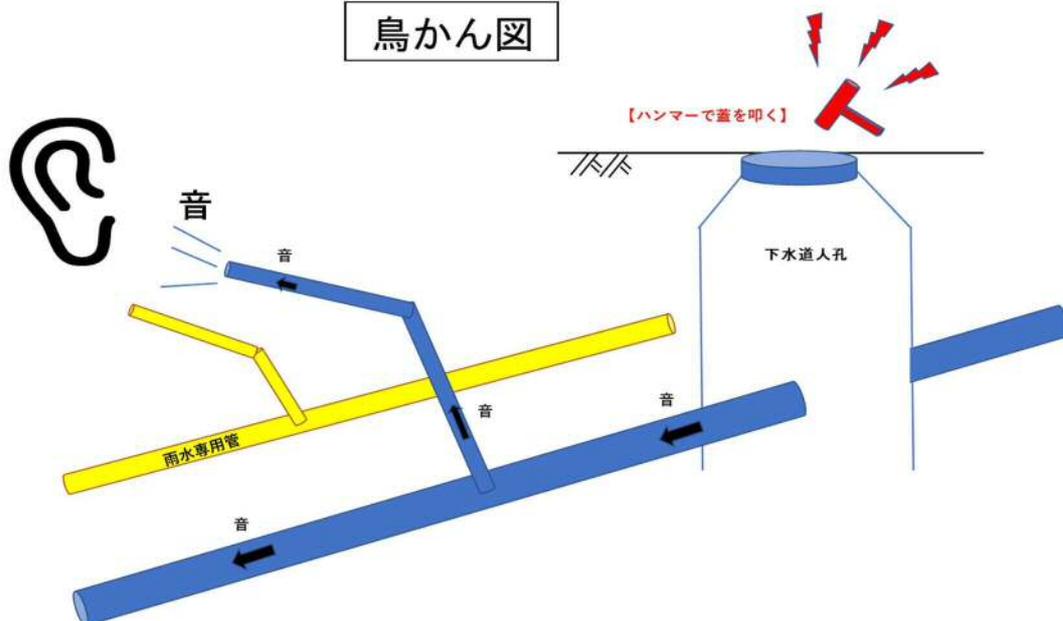
○打音による接続確認について

- ① 取付管に接続桵を接続する際には、公道部にある下水道マンホールの蓋を叩いて、音が響いて来ることを確認してから接続をしてください。
- ② 地域によっては、公道部に雨水専用管があり、宅内に雨水取付管が引き込まれています。誤って雨水取付管に接続桵を取付した事例がありましたので十分確認を行ってください。
- ③ マンホール蓋を叩いても音が響いて来ない場合は、給排水設備課へ連絡をお願いします。現地にて下水道管内カメラにて調査をします。

平面図



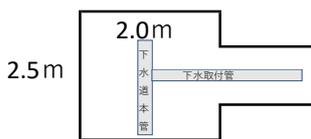
鳥かん図



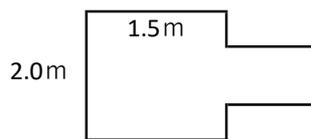
○下水取付管施工時の注意点

- ①掘削深に応じて、掘削寸法が変わります。安全に掘削するために、取付管工事承認通知書にある土工図に示された掘削寸法で施工するようにしてください。
- ②立会時に取付管工事承認通知書にある土工図に示された掘削寸法に満たない状況で施工している場合が見受けられます。常習的に見受けられる場合は、工事を中止して頂く場合があります。
- ③素掘りにおいても、掘削断面内の土壌の状態が悪い場合は、土止め支保工を施して安全に掘削を行ってください。
- ④掘削深に応じて、支保工の段数も決まります。矢板の掘削底面からの根入れは20cm必要になります。
- ⑤技能講習を修了した地山掘削作業主任者、土止め支保工作業主任者を配置して施工してください。
- ⑥メカロックの使用は、水替工をしっかりと行った場合でも、湧水量が多くて接着での支管接続ができない場合のみ使用が可能です。
- ⑦管更生済みの下水道本管に接続する取付管を施工する場合は、あらかじめ施工方法について担当者に確認をするようにお願いします。
- ⑧取付管施工時に下水道本管に亀裂が入ってしまった事案が数件発生しています。どの案件も本管削孔時に発生しています。施工時には必ず市職員立ち会いの下での施工をお願いします。

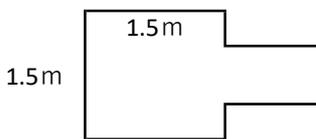
【掘削深3.0m～】



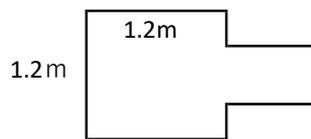
【掘削深2.0m～3.0m】



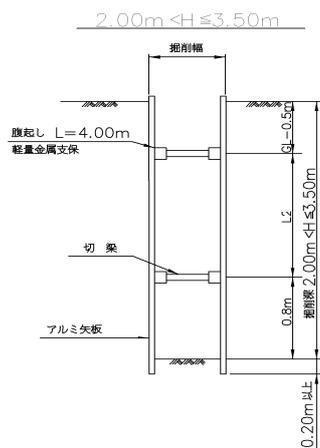
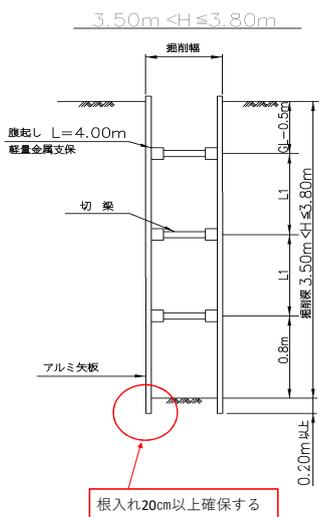
【掘削深1.5m～2.0m】



素掘り【掘削深 ～1.5m】



断面図



アルミ矢板標準図
SAY-33型(参考)



軽量金属支保工材料表

(100m, 1段当り)		
腹起し長3.4m	鋼起し材	50.0本
	切梁材	50.0本

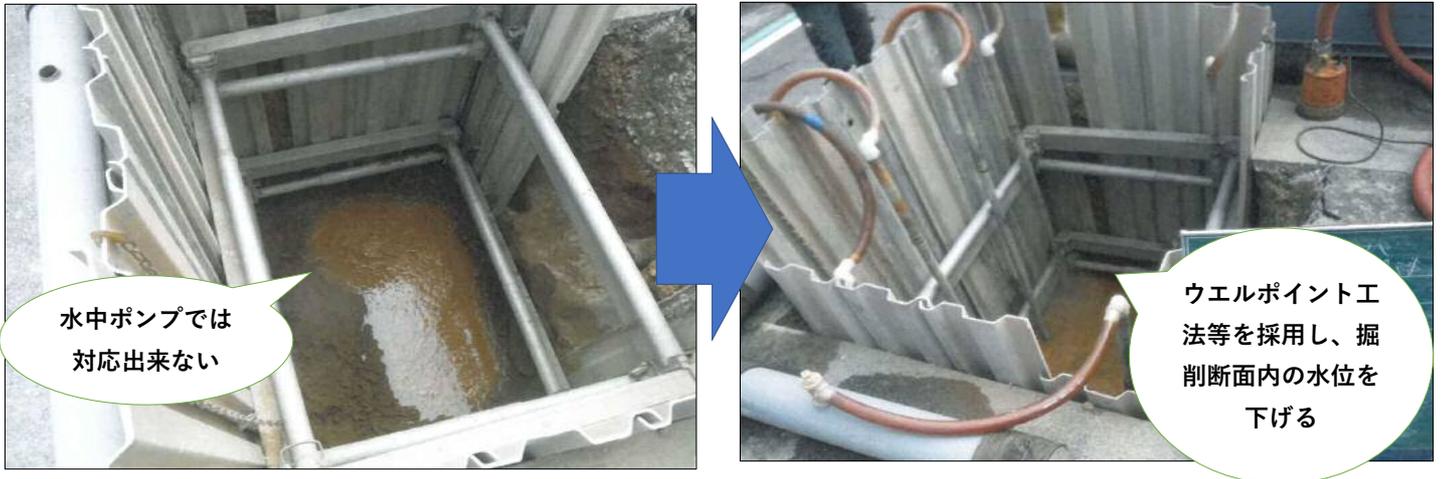
アルミ矢板設置基準

掘削深	支保工段数	支保工段数			腹起し	切梁
		一段目	二段目	三段目		
2.00m以下	1段支保	GL-0.85m	-	-	前面係数 120以上	水圧式又はネジ式
2.00mより大きく 3.50m以下	2段支保	GL-0.50m	掘削底面から0.80m	-		
3.50mより大きく 3.80m以下	3段支保	GL-0.50m	一段目、三段目の中間	掘削底面から0.80m		

アルミ矢板土留設置工標準図
(軽量金属支保工)

○道路掘削時の注意点

- ①掘削時の地下水位を予測して事前に水替え設備をお願いします。特に掘削深度が深い場合は、事前に付近の施工実績データを収集し対策をお願いします。水替えが不十分であると周辺地盤へ影響が出るほか、他の埋設物にも影響がでます。
必要に応じて、ウエルポイント工法を使い地下水位を下げることにより、矢板裏からの砂などの流入を防止するようお願いします。



- ②施工中に水中ポンプが目詰まりを起こし、掘削内に出てくる地下水の処理が十分ではない場合があります。日ごろから水中ポンプのメンテナンスをしっかりと行うようお願いします。また、掘削中に故障しても対応できるように代替機の用意をお願いします。地下水の処理が不十分なため下水道本管が濡れた状態で取付支管を設置した場合、接着不良により浸入水が発生することがあります。カメラ調査により浸入水が確認できた場合、再施工をお願いすることとなりますのでご注意ください。



③地下埋設物に注意して掘削を行ってください。他企業の埋設物はもちろん、近接する家屋等の下水道取付管の位置を事前に台帳図から把握し、掘削前には周辺の排水設備（接続ますの位置）も確認した後に、掘削作業を行ってください。



④写真のように掘削面内に既設下水道管が出てくる場合には、事前に取付管が存在していることを把握していなかった場合、バックホウのバケットで折損する可能性があります。折損した場合、周辺地盤の土砂が混入し、取付管や下水道本管が閉塞する可能性があります。



(7) 下水道法にかかる特定施設等の届出について

工場や事業場に設置される施設には、法令により**使用開始する前**に届出をしなければならないものがあります。新規下水接続時はもちろん増改築、施設更新時にも届出が必要な場合があります。届出は下水道使用者の義務であり、**届出されない場合や虚偽の届出をした場合には罰則の対象となることもある**ため、指定工事店の方々も漏れないよう理解しておいてください。

届出対象の施設は何ですか？

『特定施設』と『除害施設』です。

特定施設…人の健康や生活環境に害を及ぼす汚水を排出する施設 ※排水設備指針 P.7-12～25

除害施設…汚水を処理してきれいにする施設

誰が届出するのですか？

下水道の使用者です。**届出が行われないと下水道を使用できません**ので、指定工事店の方々も覚えておいてください。

届出先はどこですか？

上下水道部**施設保全課**です。

場所は、**東部浄化センター**です。

オンライン提出のための届出フォームを準備中

届出の様式はどこにありますか？

市ウェブサイト上で **ページ ID 1011622** からダウンロードできます。また、東部浄化センターでもお渡しできます。

市環境部へ同様の届出をしたのですが必要ですか？

環境部への届出は、下水道を使用する届出にはなりませんので、**上下水道部への届出が必要**です。

届出が必要かどうかの確認やその他届出に関するお問い合わせは、下記まで。

施設保全課 水質管理グループ（東部浄化センター） 電話(0586)73-5487